

**【譲位】有識者会議ヒアリングで各氏が意見「摂政で公務負担軽減」「ご存続の継続、統合の要」「『特別法』は第一段階」**

天皇陛下のご譲位への対応などを検討する「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の第3回会合が7日首相官邸で開かれ、専門家らからのヒアリング後に座長代理の御厨（みくりや）貴・東大名誉教授が記者会見し、各氏の意見や有識者会議メンバーとの質疑応答について紹介した。専門家らとの主なやりとりは次の通り。

**【平川祐弘（すけひろ）・東大名誉教授】**

「天皇は『続くこと』と『祈ること』に意味がある。世襲制の天皇に能力主義的価値観を持ち込むと皇室制度の維持は困難になる。退位（譲位）せずとも高齢化の問題への対処は可能で、ご高齢の場合にも摂政の設置を認めればよい」

--戦後の天皇は祈る一方で国民と苦楽をともにし、国民の信頼を得ることが重要であると考え、国民の9割もそれを支持している状況だが、どう考えるか

平川氏「休んでもらっても象徴としての意義は後退しない」

--現代の天皇はメディアを通じてその行動を国民から常に見られているという点で、過去の天皇と同一に考えることはできないと思うが、どう考えるか

平川氏「イギリスのように皇族方による公務の代行を考えていけばよいのではないか」

**【古川隆久・日大教授】**

「公務負担の軽減については国事行為は臨時代行を活用し、公的行為は他の皇族が代行すればよい。退位は皇位継承の安定性確保のためには避けるべきであるが、国民の意思として認めるのであれば否定する理由はない。退位を認める場合、皇室典範改正により恒久制度化すべきである」

--皇室典範改正では時間がかかるので特例法で対応できないか

古川氏「高齢のみを要件として退位を制度化すればよく、あまり急ぐことばかりを優先すべきではない」

--今の国民は象徴天皇のあり方について、天皇陛下を通じて認識、経験をしてきており、能力は問わないという天皇のあり方は、このような国民の感覚との間にギャップがあると思われる。どう考えるか

古川氏「天皇は世襲であり、代（だい）によって代わることは避けられないことから、それを国民に分かってもらう必要がある」

**【ジャーナリストの保阪正康氏】**

「人間的、人道的観点からこの問題を考える必要があるのではない。摂政設置について、大正時代においてさまざまな問題があったほか、天皇という存在の二重性が明らかになり、天皇の存在があいまいな形になっている。特例法によって退位を認めるにしても、現在の皇室典範の改正を前提としての法律でなければならない」

--天皇の役割は、国事行為以外に自らのお考えに基づき行うご公務があり、それは個々の天皇によって違っていてもよいか

保阪氏「公的、政治的に決まっている国事行為と異なり、それ以外の公務については、その時々のお考えによって違いがあっても当然である」

--今後、皇室典範の見直しを行う際には退位もできるように改正すべきか

保阪氏「80 とか 85 とかの年齢で切って、その時々のお考えが国民が判断すべきであり、『辞めたいから、辞める』ということではなく、天皇の意思と国民や政治を踏まえた第三者機関の調整を行う、といった限定的な枠組みを設ける必要がある」

#### 【大原康男・国学院大名誉教授】

「同じ天皇がいつまでもいらっしゃるという、ご存在の継続そのものが、国民統合の要となっている。公務負担の軽減については各皇族方により分担し、量的な軽減を図り、方式も随時改めるべきである」「生前退位の制度を導入するのではなく、皇室典範を改正し、高齢を理由とする場合にも摂政を置けるようにすべきである」

--摂政ではなく臨時代行ではどうか

大原氏「臨時代行の要件に高齢の要件を加え、法律から『臨時』という言葉を外すことにより対応することも立法策としてありうる」

--国民世論は公的行為を行うことが象徴天皇の役割ととらえ、退位を支持しているが、どう考えるか

大原氏「終身在位の制度となっている理由をメディアも学校も教えていない現状において、『陛下を楽にして差し上げたい』という心情が先行しているが、このような空気だけで判断してよいのか疑問である」

--人道的側面から考えるべきではないかという見解もあるが、どう考えるか

大原氏「天皇の制度自体が基本的人権の例外であり、その例外の中で考える必要がある」

#### 【所功・京都産業大名誉教授】

「公務負担の軽減については、実行方法の工夫次第で相当に軽減可能と思われる。何より陛下のご意向を尊重する必要がある。今上陛下が象徴、世襲という天皇制度の役割を永く継承するため、高齢化のみを理由に決心された『高齢譲位』の問題提起を真摯（しんし）に受け止める」「ご意向に沿った現実的な法整備のため、単行の特別法を迅速に制定すべきである」「時間的に可能ならば、皇室典範第4条などを改正することが望ましい」

--天皇陛下がお考えのような公的行為を今後の天皇も代々行っていくべきと考えるか

所氏「それぞれの天皇のお考えで、違ってよい」

--「高齢譲位」を一般的に認めるべきか

所氏「終身在位以外に退位も可能とすることが重要だと考えており、将来的には『高齢』以外の事由もあると考えられることから、それぞれの個別の判断について、皇室会議の議を経るべき」

--退位が、皇統の継続に影響があるという意見もあるが、どう考えるか

所氏「『高齢譲位』の制度が万全かは分からない。しかし、後継者の年齢も考えれば、『今、身を引くことが世代後継の大事なあり方』という考えに賛同したい」